

令和5年度第1回鎌ケ谷市介護保険運営及びサービス推進協議会 会議録

- 1 日 時：令和5年8月29日（火）14時～15時
- 2 場 所：鎌ケ谷市役所本庁舎6階第2委員会室
- 3 出席者：徳田訓康会長、尾辻亨委員（途中出席）、奥山浩一委員、高橋成秀委員、杉山宏之委員、加藤俊和委員、田中由佳委員、田中誠次委員、矢崎博一委員
- 4 欠席者：赤畑徹委員
- 5 事務局：根岸高齢者支援課長、谷口課長補佐(事)地域包括支援係長、小暮高齢者福祉係長、栗田介護保険係長、竹山主査補
- 6 関係者：株式会社ジャパンインターナショナル総合研究所 山下研究員、富山研究員
- 7 公開・非公開の区分：公開
- 8 傍聴者：0名
- 9 議 題：（1）第9期鎌ケ谷市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の策定について
（2）その他

（事務局） それでは定刻となりましたので、ただいまから、鎌ケ谷市介護保険運営及びサービス推進協議会令和5年度第1回会議を開催いたします。

本日はお忙しい中、会議にご出席いただきましてありがとうございます。

私は、本日の司会進行を務めさせていただきます高齢者支援課の栗田と申します。どうぞよろしく願いいたします。

それではまず会議に先立ちまして、今回、委員の変更のあった方に委嘱状を交付いたします。本来であれば、市長の芝田からお渡しさせていただくところですが、公務のため、健康福祉

部長の小笠原より交付いたします。お名前を呼ばれましたら、その場でご起立をお願いいたします。

船橋歯科医師会 高橋 成秀 様

(委嘱状交付)

(事務局) なお、鎌ヶ谷市自治会連合協議会尾辻亨様、鎌ヶ谷市医師会赤畑徹様におかれましては、別途、委嘱状を交付いたします。それでは小笠原よりご挨拶申し上げます。

(健康福祉部長) 介護保険運営及びサービス推進協議会の開催にあたりまして一言ご挨拶申し上げます。

委員の皆様におかれましては、日頃より鎌ヶ谷市の高齢者福祉にご理解ご協力を賜りまして、厚く御礼申し上げます。

本日はお忙しい中お集まりいただきまして誠にありがとうございます。本協議会は鎌ヶ谷市の高齢者施策についてご協議いただく大変な重要な会議となります。特に今年度は、令和6年度から8年度までを計画期間とします第9期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画を策定する年となっており、今後の高齢者施策の方向性を決定する大事な年となります。現在、鎌ヶ谷市の65歳以上の人口は約31,000人で、高齢化率は28.6%となっており、そのうち74歳までの前期高齢者は、約12%、75歳以上の後期高齢者は約16%と、令和2年から前期高齢者より後期高齢者の方が上回っております。今後も、後期高齢者の割合や、一人暮らしの方や高齢者のみ世帯が増えていくとも予想されることから、第9期計画では、これまで以上に高齢者の方の地域での暮らしを支えるものにする必要があります。

本日もご協議いただく計画骨子案の内容は、昨年度、委員の皆様にもご意見いただいたアンケート調査の結果の考察や、現在推進しております第8期計画の振り返りまでとなっております。本日の会議でいただいた意見を今後の施策や取組について、反映させていきたいと考えておりますので、どうぞ忌憚のないご意見をお出しいただくようよろしくお願いいたします。本日はよろしくお願いいたします。

(事務局) ここで部長は公務のため退席します。

(部長退席)

(事務局) 続きまして、今回初めての委員の方もいらっしゃいますので、自己紹介をお願いいたします。

自己紹介順

奥山委員

高橋委員

杉山委員

加藤委員

田中（由）委員

田中（誠）委員

矢崎委員

(事務局) 続きまして、事務局と委託業者の自己紹介を行います。

(事務局、委託業者紹介)

(事務局) ここからの議事の進行は徳田会長をお願いいたします。
それではよろしくをお願いいたします。

(会長) それでは議事を進めます。この会議は鎌ヶ谷市介護保険条例施行規則第8条第7項の規定により、過半数の委員の出席が必要ですが、ただいまの出席委員は8人です。

定足数に達しておりますので、会議を進めさせていただきます。
本日の傍聴希望者はおりますか。

(事務局) 本日の傍聴希望者はおりません。

(会長) 次に事務局より本日の資料の確認をお願いします。

(事務局) 事前にお送りしました本日の会議次第、計画策定スケジュール、第9期鎌ヶ谷市高齢者保健福祉計画介護保険事業計画骨子案の

他に、席次表とアンケート調査結果報告書を配布しております。

(会長) では次に、会議録署名人の選出について事務局の案はありますでしょうか。

(事務局) 今回の会議録署名人は、高橋委員と杉山委員にお願いしたいと考えております。

(会長) それでは高橋委員と杉山委員、よろしく申し上げます。
では議題第9期鎌ヶ谷市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の策定について事務局から説明をお願いします。

(事務局) 議題第9期鎌ヶ谷市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の策定について、事務局から説明します。

まず、資料1、計画策定スケジュールにつきまして、説明させていただきます。

この鎌ヶ谷市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画については、高齢者に関する各種保健福祉事業、また、介護保険制度の円滑な実施に関する総合的な計画として、3年を一期として策定するものであります。

また、65歳以上の方の介護保険料につきましても、計画の事業規模に応じて決定し、計画に掲載することとなっております。

このたび策定いたします第9期計画につきましては、令和6年度から令和8年度までの3年間を計画期間とするものとなっております。

それでは、今後の細かな計画策定スケジュールについて申し上げます。

まず、本日の会議におきまして、第9期鎌ヶ谷市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画骨子案等のご説明をさせていただき、次に、計画骨子案をベースとし、今後計画を実現するための施策やサービスの見込み量、施設整備計画等の具体的な内容を加えたものを計画素案とし、11月開催予定の第2回会議において、素案の審議をしていただきます。

次に12月から約1ヶ月間、パブリックコメントを実施し、来年2月に開催予定の第3回会議においては、パブリックコメントの結果を踏まえ、最終計画案をご提示する予定であります。

第3回会議で最終計画案について承認をいただきましたら、市議

会へ報告した後、介護保険料額を規定している鎌ケ谷市介護保険条例の改正案を市議会 3 月会議に上程しまして、令和 6 年 4 月から第 9 期高齢者保健福祉計画介護保険事業計画がスタートするという流れになります。

今後の計画策定スケジュールについての説明は以上となります。

(事務局) 続きまして、第 9 期鎌ケ谷市高齢者保健福祉計画介護保険事業計画骨子案の内容について説明をさせていただきます。お配りしたカラー刷りの冊子をご覧ください。

まず、目次のところを説明させていただきます。

今回の骨子案は、第 1 章「計画策定にあたって」、第 2 章「鎌ケ谷市の高齢者を取り巻く状況」、第 3 章「計画の基本的な考え方」までを記載しております。第 4 章以降につきましては、前回の第 8 期計画の内容をそのまま掲載しております。第 9 期計画の第 4 章以降となる具体的な施策の展開や、介護保険事業の具体的な施設整備計画、介護保険料の設定などにつきましては、次回以降の会議で提示させていただきます。

次に 1 ページ目、第 1 章「計画策定にあたって」第 1 節計画策定の背景と目的をご覧ください。

この部分につきましては、第 3 章の詳細が決まりましたら、概要を記載したいと思います。

続きまして 2 ページ目、第 2 節計画の位置づけと策定体制をご覧ください。

本計画は、老人福祉法第 20 条 8 に規定する老人福祉計画と介護保険法第 117 条に規定する介護保険事業計画を一体化して策定するものでございます。

下に、国と県と鎌ケ谷市の関係図が書いてありますが、国の法律や、千葉県の計画に基づきまして、鎌ケ谷市の最上位計画である鎌ケ谷市総合基本計画や、他の個別計画との整合性を図って策定を進めてまいります。

続けて 3 ページの計画の期間をご覧ください。

先ほどからご説明差し上げておりますが、本計画は、来年度である令和 6 年度から令和 8 年度までの 3 年間を計画期間といたします。

今後のスケジュールについては、表の通りでございます。

下の 3 計画の策定体制、4 計画の進行管理及び評価については、お読み取りいただければと思います。

続きまして、4ページ目からは、第2章「鎌ケ谷市の高齢者を取り巻く状況」といたしまして、鎌ケ谷市の人口等の統計を記載しております。

まず、4ページの1総人口の推移についてでございますが、令和元年から令和22年までの人口の推計を載せております。

現在の令和5年には高齢化率が28.7%となっておりますが、今後の推計を見ると、令和8年までは高齢化率及び65歳以上の高齢者人口はともに横ばいで推移することが見込まれています。

その先、高齢化率が上がっていきまして、令和22年には、高齢化率が35.4%となることを見込まれております。

続きまして5ページ目は、高齢者人口等の推移でございます。

こちらにつきましては、40歳から64歳までの第2号被保険者の人口及び65歳以上の第1号被保険者について、今後の推移を、令和元年を100%とした指数で示しております。

65歳以上の人口につきましては、65歳から74歳までの前期高齢者を青色、75歳以上の後期高齢者は、黄緑色の線となっております。

この中で特に黄緑色の75歳以上の人口を見ていただきたいのですが、令和10年まで増加傾向で推移し、130.9%とピークを迎えた後、一旦減少に転じますが、令和23年以降、再び増加に転じ、令和35年に133%と、再びピークを迎えるような推計となっております。

次の6ページ目に、75歳以上の後期高齢者人口がピークを迎える年を町丁ごとに色付けしたのが、こちらの鎌ケ谷市内の地図となっております。

青や緑色の箇所が、令和12年までにピークを迎える町丁となっております。比較的市街化調整区域が多いです。

そのあと令和27年以降から、2回目のピークを迎える町丁が、オレンジ色や黄色の主に市街化区域のところで、多くなるのを表した地図となります。

続きまして7ページ目からは、第2節要支援、要介護者認定者の状況についてです。

まず、この7ページでは、要介護度別の要支援・要介護認定者数の推移をグラフで示しております。

今後、後期高齢者の増加が見込まれる中で、主に要介護4と5、濃い緑色で表している方の増加が見込まれています。

認定者数全体におきましては、令和17年に、22.8%のピー

クを迎え、7,443人が認定者になることが見込まれております。

続けて8ページ目は、認定者数の推移を年代別で表したグラフになります。緑色の85歳以上の認定者数は、今後増加を続け、令和17年まで増えることが見込まれています。

続きまして9ページ目からは、第3節日常生活圏域の状況でございます。

鎌ケ谷市では、日常生活圏域として、中央地区、中央東地区、東部地区、南部地区、西部地区、北部地区の6つのエリアに分けております。

下では2圏域別の高齢者認定者の現状を記載しております。

高齢者数については東部地区で最も多く、いずれの地区でも、後期高齢者である75歳以上の人口が前期高齢者の65歳から74歳の人口を上回っている状況です。

続きまして10ページ目では、高齢化率のエリアごとの町丁の状況について、下の図で示しております。

比較的、市街化区域の方で高齢化率が低く、その他の町丁で、高齢化率が高くなっていることを示す地図となっております。

続きまして11ページ目は、認定者の状況でございます。

圏域ごとに、認定者数と認定率をグラフに表したもので、下の地図で色分けしており、中央地区や北部地区で認定率が高いような状況になっています。これは、次のページに記載されておりますが、介護保険施設や高齢者向け住まいなどが集中していることが一因に挙げられます。

続きまして12ページと13ページでは、圏域別の施設等の整備状況が、地区ごとに記載されています。

介護サービス事業所、高齢者向け住まい、医療機関、その他の地域資源が地区ごとに並べております。

これは現時点での仮の数字で入れておりますが、令和5年10月時点での数値が確定次第、数値のほうを更新させていただきます。

今までのところが、高齢者の統計等を調べたページになります。

続きまして14ページ目からは、第4節市民団体、事業者アンケート調査結果からみる地域課題等の提示となります。

まず、1各種調査の実施概要でございます。

調査種類、上の1番目から5番目につきましては、昨年の令和4年11月に行われましたこの介護保険運営及びサービス推進協議会の中で協議させていただきました市民アンケートの調査の概要となっております。

種類は5種類ありまして、令和4年12月から令和5年1月までの約1か月間郵便と、45歳から64歳までの調査につきましては、インターネット回答を併用して実施いたしました。

回収数と回収率については、記載の通りでございます。

その下の6番目から8番目につきましては、市の方から介護支援事業所、介護施設等に対して、調査を3種類、国からの方針に基づき、令和5年4月に実施しました。

15ページ目からは、各種調査結果からみる地域課題につきまして、9種類に分類を分けまして、分析を行っております。

まず15ページでは、在宅医療・介護連携につきまして、かかりつけ医の状況、訪問診療ができる医療機関の認知度、現在の住まいでは生活の維持が困難になり、居所を変更する理由の3つを載せております。

続きまして16ページ、17ページでは、認知症施策の推進について載せております。

認知症施策の認知度、認知症に関する相談窓口の認知度、認知症予防に向けた規則正しい生活や食生活、生きがい活動を実践していきたいか、生活維持が難しくなっている在宅生活者に関する分析が記載されております。

続きまして18ページでは、地域包括支援センターのことについて触れております。

地域包括支援センターの認知度、そして地域ケア会議や生活支援コーディネーターとの連携状況について記載しております。

19ページでは、介護予防、健康づくりについて記載しております。

健康状態、健康リスク、介護予防、フレイル予防に向けて取り組んでいることについて記載しております。

続きまして20ページ、21ページでは、社会参加、生きがいづくりについて分析をしております。

20ページでは幸福度について、21ページでは地域の繋がりについて、地域交流への移行、高齢になったときに生きがいづくりのためにやってみたいことを載せております。

続けて22ページから24ページでは、日常生活を支援する体制について記載しております。

22ページでは、買物に関する状況、聴力低下による日常生活への影響、23ページでは、生活課題の把握状況、そして在宅生活の維持に必要なと感じる支援・サービスを記載しております。

24ページには、介護者における介護の負担度合いに関する分析について記載しております。

25ページでは権利擁護について、成年後見制度の認知度、成年後見制度の利用意向について記載しております。

続けて26ページでは介護保険サービスについて記載しております。

在宅生活の改善に向けた介護サービスのニーズ、介護サービス別の利用状況と利用意向、介護サービス未利用の理由について記載しております。

最後に18ページでは介護人材について記載しております。サービス系統別の職員の性年代別・雇用形態別割合の状況、訪問介護員のサービス提供時間を記載しております。

以上、9種類に分けて分析を行いました。お手元にあるアンケート報告書全体の中から9種類に絞って、骨子案に記載しております。

第2章までの説明については以上となります。

(事務局) 第3章では、第8期までの振り返りということで、30ページから34ページまで、施策1から10までありますが、新型コロナウイルス感染症の影響で、数値や目標値が達成できないものが幾つかありました。

アンケートの結果では、高齢者の外出機会の減少や家族、友人との交流期間などに起因する高齢者の身体機能、認知機能の低下が危惧されています。

また、活動を定期的実施できなかつた高齢者福祉団体が多く、住民主体の通いの場やインフォーマルサービスが減少し、人と人の繋がり的重要性が再認識されています。

本年5月8日に、新型コロナウイルス感染症が5類に位置付けられたことから、感染対策に留意しつつ、高齢者の心身の機能向上を目指した効果的な介護予防や重度化防止、住民主体の通いの場の再開に向けた支援などに重点的に取り組んでいく必要があると考えています。

35ページ以降ですが、第9期計画の国の基本指針と本計画における対応につきまして、基本的な考え方として、第9期計画期間中には、団塊の世代が全員75歳以上になる2025年を迎えることになること。高齢者人口がピークを迎え、2040年を見通すと、85歳以上の人口が急増し、医療介護双方にニーズを有する高齢者など、様々なニーズの要介護高齢者が増加する一方、生産年齢人口

が急激に減少することが見込まれていること。地域包括ケアシステムの深化・推進や、介護人材の確保、介護現場の生産性の向上を図るための具体的な施策や目標を検討した上で、介護保険事業計画を定めること。ということで、国からの基本指針が16項目出ております。

第8期からの見直しのポイントとしまして、介護サービスの基盤の計画的な整備ということで、地域の実情に応じたサービス、在宅サービスの充実。地域包括ケアシステム深化・推進に向けた取り組みとしまして、地域共生社会の実現、医療介護情報基盤の整備、保険者機能の強化。地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び介護現場の生産性向上の3点になります。

それに対する市の方向性として、第8期計画でも目標に達していない部分がありましたので、引き続き取り組んでいくことが求められております。

目指す方向性として、効果的な健康づくりや介護予防の取組の検討、高齢者の活躍の場の拡充に向けた取組の検討、共生と予防の考えに基づく、認知症高齢者とその家族を支える取組の検討、地域者、地域共生社会の実現を見据えた医療介護福祉等の連携強化の検討、介護人材確保定着と介護現場の生産性向上の取組の検討、中長期的な介護ニーズと社会状況の変化に対応した体制の整備の検討ということで市の対応を記載しております。

説明は以上です。

(会長) 何か補足はございますか。

(事務局) 第3章の30ページからが、第8期の進捗状況と課題、そして35ページからが、国の基本指針に基づきまして、国の動向と、市として対応できる部分を記載しております、ここまでの部分が今回提示する骨子の内容となっております。

44ページからの第3章第4節以降は、第8期計画と同じ内容を仮のものとして掲載しております、第9期計画の内容については、次回会議で素案を提示させていただく形となります。

(会長) ただいまの説明につきましてご質問ご意見がございましたら、ご発言をお願いします。まずは事前に事務局から送付のあった質問票について、事務局から報告と回答をお願いします。

(事務局) 資料事前送付時に同封しました事前質問、意見票でいただきました質問等についてご報告させていただきます。

事前質問、意見票は3名の委員からいただきました。

まず、1人目からは3点ほど質問をいただいております。

1点目が、30ページの部分、第8期計画施策の柱1、訪問診療ができる医療機関の認知度について、訪問診療ができる医療機関はどのような方法で周知しているのか。

2点目が、37ページのヤングケアラーの問題について、鎌ヶ谷市の施策をお伺いしたい。

続いて3点目は、43ページの目指す姿「住み慣れた地域で生きがいを持ち、安心して暮らせるまちかまがや」について、「助け合う」という文言を加えてはどうか。

以上、3点いただいております。

こちらにつきまして、事務局からご回答いたします。

まず1点目の訪問診療ができる医療機関の認知度についてですが、市民向けに配布している認知症ガイドブックにて、市内の認知症対応医療機関や認知症サポート医のいる医療機関、訪問診療機関の一覧を掲載しております。

続きまして2点目、ヤングケアラーへの支援について回答させていただきます。

まずヤングケアラーとは、障がいや病気のある親や、祖父母、兄弟や親戚など、家族の中にケアが必要な方がいる場合に、大人が担うようなケアの責任を引き受け、家事や家族の世話介護感情面のサポートを行っている18歳未満の子どもを指すと言われております。

問題点といたしましては、家族のケアに取り組むため、学校に行けない、友達付き合いが難しくなる、さらには、進学や就職など人生に大きな影響を与えることなどが報告されております。実態といたしましては、国の調査によりますと、家族の介護を担っているのは、中学2年生で5.7%、17人に1人程度と言われております。本市における支援といたしましては、困っている子供を早期に発見して、適切な支援につなげる環境づくりが必要となることから、介護でのサポートとして、介護支援専門員やヘルパーは家庭訪問をすることが多く、ヤングケアラーを見つける機会が多くありますので、家族全体を見る視点を持ち、普段のサービスの提供を行っている背後に、ヤングケアラーがいるかもしれないということを留意しながら訪問するよう周知し、また家族で介護を抱え込まずに相談できるよう、相談窓口の周知を併せて行ってまいります。

また、学校においては、教職員を対象とした研修の中で、正しい知識と認識、家族や地域との連携を深め、学校内の相談箱や児童生徒や保護者との面談を通じて状況の把握を行っております。福祉、介護、医療、教育など現場でヤングケアラーに関する早期発見・把握に必要な情報共有の方策、関係機関との連携を引き続き推進してまいりたいと考えております。

次に3点目、目指す姿について、「助け合う」という文言を入れてはどうかということに関しましては、ご指摘のとおり、今後、地域包括ケアシステムや皆さまの支えをもって、今後高齢者社会を乗り切り支えていかないといけないとありますので、素案では、生きがいを持ち、そのあとに助け合いというような意味合いの言葉を入れさせていただいて、本市の目指す姿として対応させていただければと考えております。

これはあくまでも案でございますので、各委員のご意見を賜りながら、確立させていただきたいと考えております。

続きまして、2人目からいただいた質問につきましてご報告させていただきます。

まず1点目が、30ページ以降の第3章1節の2、第8期計画の進捗と課題について、現状が分かりやすくなっていますが、第4章の施策の展開と重複しないでしょうか。

2点目が、45ページ以降の第4章の施策の展開で、現状と目標を記述すると思いますが、現状を、おそらく令和4年度を想定されていると思いますが、第8期計画の最終年度である令和5年度の数値を記載できないでしょうか。

最後に3点目が、計画の大きな柱である地域包括ケアシステムの中で、地域包括支援センターと日常生活圏域の関係について、日常生活圏域2地区に対して地域包括支援センター1箇所にはならないでしょうか。現在は、西部地区に2箇所あります。

以上3点です。

こちらにつきまして、事務局からご回答いたします。

まず1点目の第3章第1節2に記載されている第8期計画の進捗と課題と、今後作成する第4章の施策の展開と、内容が重複するのではないかというご質問についてですが、今回の骨子案では第4章を作成しておりませんので、第8期では第4章に入っていた評価指標の数値を第3章第1節の2に加えさせていただいた状態となっております。今後第4章の作成を進めてまいりますので、どちらの方が見ていただく方にわかりやすいか精査した上で、記載していき

と思います。

続きまして2点目は、45ページ以降の第4章について、令和5年度の数値を現状値として載せられないかという質問についてですが、前回の第8期計画は令和2年度に策定しましたが、令和2年度での数値を出すことができないため、前年度である令和元年度での数値を現状値として掲載いたしました。

今後、第9期計画での評価指標をどのように設定するかにもよりますが、例えば会議の年間開催数など年間で数値を取得する指標になりますと、現状の令和5年度の数値が出ない中、計画を策定する形になるので、その場合は令和5年度の数値をそのまま載せるのは難しいのではないかと考えております。

一方、認知症のカフェの設置箇所数や地域包括支援センターの箇所数などについては、令和5年度の数値でも載せられる場合がありますので、今後、評価指標を設定していく中でどちらの年度を載せる方が好ましいかどうか検討していきながら、数値を設定していきたいと思います。

最後の3点目、地域包括支援センターと日常生活圏域の関係についてですが、9ページをご覧ください。

先ほどの説明の中で、日常生活圏域の設定ということで、市内6箇所を設定しております。

本来であれば、地域包括支援センターも6箇所に各1箇所が理想であるのは認識しているところですが、地域包括支援センターが受ける業務や事業者のバランス、実際に現在3つの地域包括支援センターを設置していますが、南部地域包括支援センターが比較的幅広く人口を抱えて、相談業務を行っているところでございます。

毎年、地域包括支援センターへの相談件数が増えてきておりますので、より今後高齢化が進む中で、相談業務等のフォローをしていかないという認識でいる中で、令和4年10月に、高齢者支援課内に基幹型の地域包括支援センターを設置いたしました。

今後、高齢化率が増えることが統計上も示されておりますので、可能であれば増設を検討していきたいと考えているところでございます。

最後に3人目のご意見について紹介させていただきます。

我々の町会は、年齢に関係なく誰でも入会可能であり、また、老人クラブは60歳以上が入会可能ですが、最近入会する人がほとんどいない状況となっております。

我々役員は、皆が楽しめる会にたく努力していますが、この会

議で、保険やサービスで入会者が増えるようになることを願っております。

事前にいただいたご質問、ご意見と回答は以上になります。

(会長) それではほかに質問はございますでしょうか。

(委員) ヤングケアラーの支援について、学校での対応は、中学校で行っているのか高校で行っているのか教えていただきたいと思います。

(事務局) 義務教育は小中学校まででございますので、高校の対応については、正直把握していないところでございます。

しかしながらこういった問題が社会問題となってきておりますので、当然高校でも同じような対応をしていると推測されております。

(委員) これからは地域包括ケアシステムが非常に重要な施策の一つになっていくと思うのですが、それを進めるにあたっては、どうしてもやはり身近なところに地域包括支援センターがあるというのは必須だと思います。現在、西部地区に2箇所ありますけども、例えば中央東地区と北部地区にはないという状況になっています。

先ほど増設も含めてという話がありましたが、できるだけ地域満遍なく、なるべく近くに地域包括支援センターを置いていただくようにして、地域的なバランスを考えていただきたいです。できるだけ早く決めていただければと思いますが、見通しはあるのでしょうか。

(事務局) ご指摘のとおり、あと2年後である2025年の地域包括ケアシステムの確立は、国からの指針に基づいて準備をしているところでございます。相談となりますと、やはり一番近いところ、地域の状況が分かっている、親身になって答えてくれることが、市民の方から求められてくると想定しております。

6つある日常生活圏域にそれぞれ1箇所地域包括支援センターがあるのは理想ですが、その事業を受けていただく事業所のバランスもございます。

今後におきましては、を受けていただく事業者とか、その把握を密にして、可能な限り、今回の第9期計画で増設を位置付けていきたいと考えています。

- (会長) 日常生活圏域の6地区に地区社会福祉協議会が主体となって、第2層協議体を発足して、介護と生活支援に関する課題を見つけて、活動をし始めています。
- (委員) 先ほどの老人会の入会のことについて、何か良い案はありますでしょうか。やはり現状では、何か魅力がないのかと思ってしまうので、入会してみようと気になるようなものを作っていただきたいなと思って意見を書きました。
- (会長) 東部地区の方では、麻雀やカラオケなど色々な行事を行っています。
- (事務局) 高齢者の中でも若い方の加入がなかなか進んでないということは認識しておるところでございます。地域で皆で支え合って、今後の社会を乗り切って進んでいこうという趣旨でございますので、事務局の方としても、色々な情報を集めて提案をして、できるだけ希望に沿えるように対応していきたいと考えております。
- (会長) ほかにないようでしたら、議題は以上となります。
それでは議題その他といたしまして事務局から説明をお願いします。
- (事務局) 事務局から委員の任期につきまして提案がございます。
この鎌ヶ谷市介護保険運営及びサービス推進協議会の委員の現在の任期は、令和3年11月1日から令和5年10月31日までの2年間となっております。今度の10月末で皆様の任期が終了となります。そうしますと、3年間の計画期間と2年間の委員の任期とが合っていない状況となっております。
このため、この問題を解消するために、この度、委員の任期を1年間延長させていただいて、来年の令和6年10月31日までとさせていただきます。その後の委員の任期は、計画期間と合わせて3年間とさせていただきたいのですが、皆様いかがでしょうか。なお、団体の都合による委員の変更は、随時受け付けさせていただくような所存でございます。

(委員から異議なしの意見あり)

(事務局) それでは、今後規則改正が必要となりますので、次回の会議までに所定の手続を進めさせていただきたいと思います。

続きまして、今後の予定について説明させていただきます。

次回の第2回会議は、11月上旬とお知らせしておりましたが、11月2日木曜日の午後2時から開催させていただきたいと思いますが、委員の皆様のご都合はいかがでしょうか。

(委員から異議なしの意見あり)

(事務局) よろしいようでしたら、後日、会議の開催につきまして、改めて文書で通知させていただきます。事務局からの説明は以上です。

(会長) それではこれをもちまして本日の議題は終了いたします。

次回は11月2日に開催します。

以上で鎌ヶ谷市介護保険運営及び介護サービス推進協議会を閉会します。本日はありがとうございました。

以上、会議の経過を記載し相違ないことを証するため次に署名する。

令和5年9月12日

署名人 高橋 成秀

署名人 杉山 宏之